

タイトル	現代アメリカの環境論(二) : 「西部の水～倫理的・精神的な諸問題～」(2002)
著者	ウィルキンソン, チャールズ・F; 鈴木, 光
引用	北海学園大学法学研究, 39(4): 731-745
発行日	2004-03-31

現代アメリカの環境論 (二)

——「西部の水と倫理的・精神的な諸問題」(2002)<sup>(1)</sup>——

チャールズ・F・ウィルキンソン (Charles F. Wilkinson)<sup>(2)</sup> 著

鈴木 光 (Suzuki Hikaru) 訳

目次

現代アメリカの環境論 (一)

——「北西部インディアン漁業に関する判決と第九巡回裁  
判区の歴史における啓発的事件」(2001) (Charles F.

Wilkinson, *The Northwest Indian Fishing Decisions:  
Luminous Events in Ninth Circuit History*, 14 *Western  
Legal History* 19-27 (Winter/Spring 2001)) ——  
チャールズ・F・ウィルキンソン (Charles F. Wilkinson)

著、鈴木光 (Suzuki Hikaru) 訳 (北海学園大学法学研究第三九巻第一号一〇三—一一六頁 (二〇〇三年六月))

現代アメリカの環境論 (二)

——「西部の水と倫理的・精神的な諸問題」(2002)

(Charles F. Wilkinson, *Western Water: The Ethical and Spiritual Questions*, 1 Seattle J. Soc. Just. 367 (2002)) —— チャールズ・F・ウィルキンソン (Charles F. Wilkinson) 著、鈴木光 (Suzuki Hikaru) 訳 (本号)

原注

訳注

付記

訳者あとがき

——「西部の水と倫理的・精神的な諸問題」(2002) ——

本日は、きわめて大胆な探求、すなわちワシントン州水法における倫理的・精神的な諸問題の役割を、思う存分検討するため確保されている。この探索は容易ではない。という

のは歴史の負担が重くのしかかっているからである。水は西部において中心的な役割を果たしており、したがって、水法は、もつとも古く、もつとも重要な、かつ西部諸法にもつとも深くしみこんだ法である。十九世紀の専用主義 (prior appropriation doctrine) は、強固な輪郭をもつ (hard-edged) 功利主義理論であり、大部分の決定を個々の水利用者に委ねている。精神性にとむ言葉——たとえば、愛、美、驚嘆といった言葉——は、いまだかつて西部水法の文言の一部となつたことがない。水に関心をもつさまざまな人々同士が助け合うという考えは、いまだ十分に確立していない。助け合い (cooperation) は、のちに検討するように、これまで西部の水において重要な役割を果たしてきたが、それは、十九世紀においては、二十一世紀における以上に、全く別のものを意味した。私たちの言葉、つまり私たちの人間性のなかの、よりしなやかで、よりゆっくりとした、そして抽象的で情緒的な面は、概して、水法の視野の外に置かれてきたのである。

しかし、ここにいる私たちのだが、あるいは西部の水を知る私たちの友人のだが、滝の下の深い淵まで峡谷を遡り、春の雪解け水とも移動する準備を終え、いまや遅しと水位が下がるのを待つ春のシヌーク (Chinook) (訳注1) の群れ

のもつ本質的な価値を、否定しようとするだろうか。同じく、小さな女の子が膝まで水につかり、はさみの動きをそつと調べているような小さな小川の石の下のザリガニのもつ、あるいは、昆虫が水面を動きまわり、捕まえるのが難しいほど小さな数匹のカットスロウト(cutthroat) (訳注2)が水底の大枝の陰でひれを動かしているような山あいの小さな湖の浅瀬のもつ、さらには、灌漑水路に沿って成長した地域社会への予期せざる贈り物、——すなわち、ヤナギ(willows)、ハコヤナギ(cottonwoods)、野バラ、そして天空を舞うシロビタイジョウビタキ(redtails) (訳注3)から隠れる場所を探す野ネズミ(field mice)のもつ本質的な価値を、否定しようとするだろうか。

西部の水法は、私たちすべてが水に対してもつ感情を立ち入り禁止にしている。西部の水法は、動物、無生物である河川、そして無生物で動かない峡谷の壁面に対するすべての倫理的な義務に壁を巡らせている。法は、客観的であり合理的でなければならぬといわれる。しかし、いまや、ワシントン州のすべての川の流れのなかに、つぎのような疑問が浮かんでいる。すなわち、数量化できない、測ることのできない、情緒的、抽象的、精神的なものを考慮しない法が、どうして

合理的で客観的なものであり得ようか。

私は、私たちは過去の世代において進歩を成し遂げたが、西部の水法はきわめて時代遅れであり、根本的に改正する必要があると信じるものの一人として、当会場にきた。しかし、もう少し言うべきことがある。こうした法を創造した社会が、どうにも無知であったとはいえず、ましてや目先のことしか考えなかったとはいえないことである。本日ここにいる私たちが、もし十九世紀に生きていたなら、おそらく同じことをしたのであろう。当時の人々が問題なのではない。当時は今ではないということが問題なのである。

農家、都市、その他昔からの権利を今も保有する人々が問題なのでもない。これらの人々は、新たな社会的関心事と同様に、「水法に関しても」公正に扱われることを当然期待している。古い法から利益を得ている人々を尊重しつつ、新たな水法を作ること、極度の難問であった。他の人々の状況をもっと理解し、心開き、認識する必要がある。私たちは、私たち自身や他の人々にとって有益となるような相互理解と精神を生み出さなければならぬ。



西部の水法は、一八〇〇年代中葉の、西部への大拡張のなかで発展した。それは西部を根本的に作り替えることになった二度の急成長のひとつであり、あとひとつは現在進行中である。当地に到来したヨーロッパ人は大きな歴史を作ったが、そのやり方については、ほとんど考えなかった。彼らの大半は極端に実用的であり、実用的でなければならなかった。彼らは、貧弱に乾燥し手に負えない山岳地帯、途方もない広さ、そして私たちがまさにそうであるように土地と社会を防衛しようとして固く決意していた先住民といった敵対的な状況のもとで、まったく最初から新しい社会を建設していった。金・銀の掘り当て人が移動に火をつけ、ついで農民や牧畜業者が、より長続きのする安定した地域社会を作るために移動してきた。「砂金をふるい分ける」採りばちから金にならない廃泥を洗い落とすため、丘の斜面にある砂鉱床を爆破するため、あるいは耕作のためかを問わず、水は最優先の問題であった。乾燥地では、土地ではなく、水によって耕作するからである。鉱山業者および農業者たちは、いずれも、すべての起こりうる混乱のただなかで、事業や家族が将来の計画をたてることのできるよう、安定した水の供給を望んでいた。

十九世紀の間に、二つの考えが前面におし出てきた。第一

に、専用法 (prior appropriation law) における「時間に先んずる者は権利に先んずる」早い者勝ち (first in time, first in right) の要件が明確になってきた。ここにおられる皆さんは、その意味を正確に知っているはずである。第二に、皆さんが、法的安定と同じく物質的安定を必要とするように、入植者は、流れをスムーズにするため、すなわち春先の大量の雪解け水の勢いを和らげ、七月、八月および九月の少ない流れを勢いづけるために、ダムや貯水池を用いた。

ここで、これら十九世紀的な功利主義の理念と、二十世紀的な生態的要求との間のあからさまな対立を書きとめる必要がある。生態学という言葉が登場する以前は、優先的専用法、安定した確実な流水の前提であった。他方、生態系は、攪乱——火災、風倒、地滑り、昆虫被害による立ち枯れ、氾濫、および早魃——によって常に変化しており、私たちは、今日、これら攪乱が生物多様性にとりきわめて重要であることを理解している。人間社会は、確実性、安定性、予測可能性を必要とするが、自然界は、常に攪乱を必要としてきたのである。したがって、ダム・貯水池事業による計画化された流水体制は、健全な動植物界を保証するのに必要な不規則で破壊的な自然の力を、しばしば抑制し、または排除すること

になる。

他に、伝統的な水制度にみられる、現代の状況とは対照的なものが、助け合いである。西部は、地平線のかなたを目指し孤獨な毛皮猟師や鉱山業者、あるいは無法者を銃で撃ち倒す冷酷な目をした連邦保安官によってではなく、地域社会をつくりあげるため助け合って働く家族たちによって耕作されたのである。助け合いは、水利用における尊重すべき伝統となった。オウカノガン (Okanogan) 家、デシュートゥ (Deschutes) 家、あるいはガニサン (Gunnison) 家を問わず、優先権 (senior rights) を有する農家や牧畜家は、先専者の要求に適合すると同時に、近所の後専利用者に対しても書面上の権利が認めていないはずの水の受け取りを許すために、常に实际的で創造的な調整を行った。

しかしこの助け合いは、自然水路から施設を使って引水し、その水を有益の利用——つまり抜き取るため——に用いる水利用者の間でのみ認めるといふ、閉じられた水法制度のなかで機能した。助け合いは、インディアン、サーモン漁師、または引水者ではなかったが十九世紀の終わりには重要な水利用者となっていたレクリエーション愛好家にまでは及ばなかった。

さて、そこで西部の水法制度が、当時の基準によれば論理的であったが、今日の見方によればいかに極端であるかを考えてみよう。「当時は」優先引水権を奪ってはならないという唯一の制限を除くと、だれもが、あらゆる水路から好きなだけの量の水を引き、または貯水することが許された。水は完全に無料であった。たとえばそれが無料であれ、ひとたび引水されると、引水者は、水のすべての経済的価値に対する憲法上保護された確定的財産権を直ちに取得した。河川から引水できる水量には制限がなく、全部を引水し、あるいは完全に〔河川を〕干上がらせることもできた。環境保全上の要求はなかった。これら〔引水についての〕決定は、すべての場合、より大きな地域社会ではなく、個々人に委ねられていた。

一般の農家や牧畜家には、何人もしくは何物にも損害を与える意図はなかったということ、もう一度繰り返しておきたい。彼らは、引水が不可欠な土地で彼らの生活を築き上げようとしていたのである。しかし今日、私たちは、それらがインディアンの人々、レクリエーション愛好家、原生で自由な川をひとえに愛する人々、そして自然界に影響をあたえ、ときとして深刻な影響を与え続けてきたことに気づいていく。

十九世紀中葉に考案された専用主義は、比較してみると、百年以上にわたりほとんど変化しなかった。この間、優先的な確定的財産権がワシントン州および西部全域の川に引き続き設定された。重要なのは、今も生きているひとつの雰囲気が水管理をめぐり形成されたことである。既存の権利は永遠であり神聖で侵すべからざるものであった。新規の「水」利用者は、先専者に影響を与えない限りにおいて、河川に対する白紙委任状を有していた。すべての環境保全の要求は、既得権を侵害するものと考えられた。

私たちは、二十世紀初頭、サンフランシスコがヨセミテの姉妹峡谷であるヘッチ・ヘッチー (Hetch Hetchy) を水没させようとしたときに、別の道を歩むことができたかも知れない。私たちは、峡谷の壮麗さや、私たちが驚異で満たし、熟考の時を恵み与える能力に基づいて決定を下すことができたかも知れない。私たちがヘッチ・ヘッチーに対して義務を有するか、それはどのような義務か、について真剣に議論できたかも知れない。しかし、開発、貯水、それに都市「による水」利用といった、乾いた、色彩に乏しい言葉 (gray lan-

guage) が勝利を得たのである。

西部諸州は、一八九〇年から一九二〇年にかけて、慣習法である専用権を置き換える法典を制定したとき、それぞれ機会があった。ワシントン州は、一九一七年にそのような法律を制定した。当時、伝統的な専用主義以外に、採用が可能な多くの選択肢があった。初期のモルモン教の農村入植者たちは、個人に重きをおかず、地域共同体を基盤に歩んだ。「モルモン教」ワード部 (訳注4) の監督は、水利権を地域共同体の構成員に均等に分配した——そこには、「時間に先んずる者 (“first in time”)」という観念はなかった。モルモン教徒は、地域共同体の構成員のみが水利権を取得でき、その構成員は自分の家族が耕作することができる以上の水を得てはならない、という制約を課した。ヒスパニック系の人々も、地域共同体全体に「水を」供給する母水路 (mother ditch) を基礎とする類似の制度を有していた。水利権は個人ではなく、灌漑溝 (acequia) (訳注5) 組合により保有され、灌漑水路監督 (mayor domo) (訳注6) によって管理された。ジョン・ウェスリー・パウエル (John Wesley Powell) は、水は流域内の地域共同体のためにとっておかれるべきであり、流域から外への移送は禁じられるべきであるとの考えを前提とし

て、一八七八年に著名な報告書『乾燥地 (Arid Lands)』を著した。パウエルの西部のとらえ方は、すべてその乾燥(状態)、すなわちこの乾ききった土地によって課された制約に根拠をおくものであった。

インディアンにとり、水は崇高なものであった。大地や動物と同様に、水は果たすべき義務を伴う自然界全体の一部であった。人間と川は同等であり、人間は敬意と祈りの念をもって川を利用することができた。またジョン・ミューア (John Muir) は、彼自身のもうひとつの考え方を提案した。ミューアは、インディアンと同様に、水を含む自然界の至るところに霊性を見いだしていた。ミューアは、深い峡谷のなかにも美と霊性を見いだし、それらは永久に保存されるべきであると信じていた。

しかしながら、二十世紀の初頭において、このような考え方はまったく重視されなかった。モルモン教の最初の理想は、長い間消滅していた。すなわち、一八〇〇年代終盤に至るまで、ユタ州最高裁判所は、専用主義を無差別に適用していたのである。インディアンとヒスパニック系の人々については、だが彼らの声に耳を傾けようとしたであろうか。彼らの社会は廃れてしまった。パウエルは、当時まだ、ワレス・ステ

グナー (Wallace Stegner) の偉大なる著書『西経百度線のかた (Beyond the Hundredth Meridian)』に銘記されておらず、一八九〇年代に、怒れる西部の上院議員たちにより合衆国地質調査局長の地位を追われたことで多少知られた十九世紀の人物にすぎなかった。ミューアも、パウエルと同様、めだたない存在であった。さらにミューアは、ヘッチ・ヘッチー論争に敗北して悲嘆にくれていたうえ、彼の水に対する考えは、いまだ名をなすまでに至っていなかった。

かくして、ワシントン州とそのほかの州は、水法典の改正を拒み、単に手続的な上乘せを追加しただけで、旧式の専用主義を固守したのである。今や許可が必要であったが、数カ所の滝の上流における引水を禁止したオレゴン州の一九一五年法を除くと、西部の水に関する決定は、依然として個々の開発者に委ねられ、許可申請にはゴム印がおされた。水に関する十九世紀中葉の考え方は、優に第二次世界大戦後まで維持されつづけた。

しかし、その頃より、ためらいがちに進展がみられるようになった。ワシントン州とオレゴン州が、サーモンの群れを保護するためにいくつかのダムを禁止することを法律に盛り込んだのである。しかし、ウィリアム・O・ダグラス (William



料 O. Douglas) 判事は、——彼のフェデラリストとしての信条が、ヤカマ渓谷 (Yakima Valley) における幼少時より持ち続けていた川に対する愛情を打ち負かし——州法は連邦ダムを禁止できないと判示した。一九五五年、オレゴン州が、初めて河川正常流量法 (instream flow laws) を採用した。それは概念的には明らかかな大進歩であったが、権利は後順位であり、しかも適用しても、州の委員会はそれを水量の少ない年に執行するのを嫌った。

開発者もはや河川に対するゆるぎない支配力をもち得ないことを示す明らかな兆候が、南西部に現れ始めた。デイヴィッド・ブラウア (David Brower) は、シエラクラブの先輩にあたるミューアと同様、コロラド川にグレン・キャニオン・ダム (Glen Canyon Dam) が建設されたとき、巨大ダムに反対する彼の最初の闘いに敗北した。しかし彼はつぎの闘い、すなわち、あらゆる提案のなかでもっとも無謀な、しかし一九六〇年代半ばにはいまだ十分に実現可能であった、グランドキャニオンにダムを建設するという提案に勝利した。私たちは、なぜブラウアを支持する世論がそのように高まったのか、不思議に思うべきである。それは単に、グランドキャニオンを水没させる計画がまったく莫迦げていたからである

うか。費用がかかりすぎるためであろうか。あるいは、極めて多くのアメリカ人が、そのような場所を水で埋葬してしまうことを、善悪の見地、すなわち道徳的な見地から熟慮したのであろうか。

水制度改革の歩みは、西部における保全のあらゆる分野よりも遅々としているが、進展の兆しはある。私たちは、巨大ダムの建設を基本的に停止した。いずれの西部の州も、今や何らかのかたちの河川正常流量法を有している。過去数十年の間に、ワシントン州とほかの西部諸州では水信託 (water trust) が創設され、その数を増してきた。絶滅のおそれのある種の法 (Endangered Species Act) は、その名をあげた。カリフォルニア州による公共信託理論 (public trust doctrine) (訳注7) の採用、アリゾナ州の地下水法、モンタナ州の河川保護計画 (river reservation program)、ワシントン州による地下水汲みあげと地表流水との間の水力学的連続性の承認など、個別の州のいくつかの政策は、真に先駆的なものである。

私たちは、シアトルを先導者として、都市における強力な保全計画を目にし、農業における環境保全が徐々に受け入れられつつあるのを目にしている。水市場は定着した。現代「インディアン」部族は重要な参加者となった。部族は、尊敬すべき管理能力を発展させ、すなわちワシントン州では、政府によるサーモン救済の成果のおよそ三分の一が、部族によるものである。また部族が擁する水産科学者の数は、ワシントン州および連邦政府に雇われている水産科学者の数とほぼ等しい。部族の意見は誠実であり、極めて生態学的であり、精神性にあふれている。バビット (Babbitt) (元内務) 長官が、春の高水位の流れにより近づけるためにグレン・キャニオン・ダムから劇的に水を放流したことは、自然の流れの仕組みの重要性を一般大衆に知らしめるのに貢献した。コロンビア川に関する司教教書 (Pastoral Letter) に明らかのように、教会の関与は、私たちの川の現状と新しい理念の探究に対する幅広い関心の生き生きとした証拠である。

しかし最近の著しい進歩は、広範な市民参加がまったく前例のないレベルにまで高まっていることである。一連の要素——例えば保全戦略の改善、河川計画、水の市場取引、それに水信託などの最近の進展を含む——が、緊張の高い流域にお

ける創造的な和解を促す柔軟な状況をつくり出すのに役立つという認識が高まっている。それゆえ、一九〇二年の開墾法以降もつとも広範囲な連邦レベルの水法である一九九二年水関連法 (Omnibus Water Act) において、連邦議会は、約四十の西部の流域の灌漑者、環境保護論者、部族、市政当局者、および実業家の間の複雑な和解を承認したのである。

新たに芽生えた流域協議会 (watershed council) の動きを判断するのは時期尚早であるが、その活動は強い印象を与える。現在の形式の流域協議会が、決意を存続させる中心的な組織となるかどうかにかかわらず、流域協議会がおそらく後戻りしないのと同様、私たちが後戻りすることはない。広範な市民参加は、ある意味で、今後の水政策形成の要素になるであろう。西部人は、彼らの川をあまりに深く愛しており、他の道をとることなどできないからである。

そして、広範な一般参加は、水に関する私たちの言葉を豊饒にすることにつながる。私たちの川は極めて多様性にとみ、水開発という味気ない限定的な言葉でひとくりりすることはできない多くのものを私たちにもたらしてくれよう。川は私たちの生活に美と喜びと瞑想をもたらす。川は私たちに靈感を与える。私たちは、川に向かい、崇敬と驚嘆と霊を感じと

料。川と川のなかの生命は、それら固有の価値を有している。それらは道徳に値する。私たちが川について語るとき、より意味の深い言葉とより包括的なヴィジョンを用いることは、私たちの議論の正確さを——それにとどまらず、私たちの法律や規則の正確さまで——高めることにはならないだろうか。

以上のような考えから、私は拙書『イーグル・バード (The Eagle Bird)』の一節を紹介して、話を終えたい。この一節が、ここに参集した皆さんの考えに一致し、また皆さんにとって有意義であることを願う。

私たちは、場所 (place) の倫理を発展させなければならぬ。それは場所の感覚、すなわち人類は、ひとつの場所、ひとつの故国を構成する風景、香り、音、歴史、隣人、および友人が、微妙に、目に見えず、しかし魂の奥深いところで混ざり合ったもののように繁栄しているという認識を前提としている。場所の倫理は、ある地域や土地の人々、動物、植物、水や大気に、平等の敬意を払う。場所の倫理は、西部人がその物的環境を敬愛していること、彼らが中庸な所得のある人々に近づくため、安定した生産的な経

済を必要とし、かつその資格があることを認める。場所の倫理は、共有された地域社会の価値であるべきであり、環境とその人々を平等に扱い、両者を神聖なものとして認識し、さらに地域社会のすべての構成員が単に土地の倫理を探究するにとどまらず、土地の倫理を満たす解決策を主張することを保証するという確固とした決意を宣言すべきである。

これは幅の広い定式化であり、すべての一般原則と同様に、それを徹底して使いこなすには大きな困難がある。しかし私たちには、日々の一時の圧力を乗りこえるべく、より大きな思慮にしたがって私たちの行動を導くための倫理が必要である。私たちが時間の長さを理解し、歴史や生前に生じた出来事から学び、私たちの前途にある遙かな時間の広がり概念化してとらえることができるのは、人間である私たちの特別な能力のひとつである。倫理は、これらの人間の特別な能力を動かし、土地と地域社会に対する姿勢を作りあげるうえで決定的なものとなりうる。さらに西部では、明白な運命論 (Manifest Destiny) / 環境保全、多目的利用、ヨモギ反乱 (Sagebrush Rebellion) などを問わ

ず、広範な政策が常に議論になってきた。これらの観念は、私たちが自身の社会の意義を問い、社会がめざすべき方向を明らかにすることに向けた私たちの絶えざる闘いと決別する重要な手がかりを与えてくれる。

場所の倫理に暗黙に含まれるひとつのテーマは、私たち西部人が高貴な願望をいだいていないということである。私たちは、難しいが正しい問題を問うていない。すなわち、私たちは、偉大な社会をいかにして築くのか。私たちの素養 (sophistication) は一九二〇年代のパリまたは古代のローマやアテネとは異なったものなので、その偉大さを否定されるべきなのか。私たちは、奥深い峡谷や、高原の眺望を一望する場所の周囲に哲学を創造したがるので、偉大さを語る資格がないのか。私たちは、矢継ぎ早な知識の叩き込みではなく、ものごとにブレーキをかけたり、大地に踏み留まったり、または道の上で立ち止まって私たちがいたところを振り返ったりすることで心の支えを得ているので、私たちの人間関係の中身が劣っているというのだろうか。

もうひとつ根底にあるのが、ロマンティズムである。

場所の倫理は、経済学、生態学、いくつかの自然科学、法学、および人間関係の心理学のうえにしっかりと位置付けられているが、明らかにロマンティズムと呼ぶものとのつながりを見ることができない。しかしそれが対話を止めるものであってはならない。ロマンティズム——あるいは、少し違った言い方をすると、美、イマジネーション、文化的保守主義、それに歴史や芸術の愛好——は、若さ (youth)、民主主義、または市場と同じ様に現実である。これらすべては心象風景の一部であり、もしこれらいずれかが現実に存在することを否定するならば、私たちは、私たちが自身のなかの根本的なものを否定することになる。

西部を破壊しかねない人々の単純で最大の結び目は、西部は均一であるという考えである。峡谷の奥をくねくねと下る銀色の流れ、オレゴン・トレイルを越えてやってきた女や男たちの幌馬車によって作られた、文字どおり馬車によって作られた、今日でも目にすることのできる硬く固まったわだち、オオカミやワシ、柵をめぐらせている牧畜業者、ナヴァホ (Navaho) 族の子供は白人養父母のもとに

留まるべきカナヴァ族の家庭に与えられるべきかを判断する際に、古くて新しい多くの異なった良心の切片をなんとか調和させようとしている部族裁判官、あるいはまだもうひとつある四十五度の峡谷の壁の、まだもうひとつあるポプラの森、または母水路をきれいに掃きだすために出かけたヒスパニック系の灌漑水路監督——が、何ら特別でも独特でもないのなら、これらのいずれもが特別ではないのなら、私たちはそれらを、そのひとつひとつを捨ててしまおうほうがましである。

私たちは教養のある人々から、地方主義は時代遅れであると教わっている。そうした考えには参与しないようにしよう。私たちの子供たちにも、そうした考えに参与するのを認めないようにしよう。ここ〔西部〕はわが国の取り残された地域などではなく、むしろこの国の真の魂であり、人間の精神にもっとも大きな声で語りかける場所であり、気高く神聖な場所であると、感動を込めて知的に語る機会をもとうではないか。神聖という言葉を用いよう。そしてどのような倫理でもよいから、倫理という言葉を用いよう。なぜならば、この言葉には、厳しくかつ大いなる熱望とい

う語感が正確に含まれているからである。最後に、私たちが、過去と未来の融合した私たちの共有財産を認識し、それに基づいて行動するならば、論争は真実、終わりに近づくといいことを、間違いなくすべての人々に語ろう。ワレス・ステグナーは、『山の水の音 (The Sound of Mountain Water)』のなかでつぎのように記している。もし西部が、「西部をもっとも特徴づけ永久に保護する生活様式が、粗野な個人主義ではなく、助け合いであることを最後に知るなら、西部は自らを完成し、その幾多の源をこえて生き長らえることになるだろう。かくして、西部は、その風景に調和する社会を創造する機会をもつのである。」

### 原注

1. 本稿は、二〇〇一年六月二十二日、シアトル大学で開催された水政策会議 (the Water Policy Conference) において、基調演説として発表したものである。
2. Moses Lasky Professor of Law and Distinguished University Professor, University of Colorado. 本稿の執筆にあたり、マントゥ・ミルズ (Monte Mills) 氏とシンシア・カーター (Cynthia Carter) 氏にお世話になった。またシアトル大学神学・

牧師学部 (School of Theology and Ministry) のロレッタ・ジェンコスキ (Loretta Jancoski) 学部長からは、創意豊かな示唆をいただいた。心より御礼申し上げます。

### 訳注

訳注1. 日本ではチヌークと表記されることもある。高橋源次監修『英和中辞典』(旺文社)、松田徳一郎監修『リーダーズ英和辞典』(研究社)参照。しかし合衆国コロラド州では一般にシヌークと呼ばれる。日本名は複数あり、マスノスケ、スケマス、ダイスケ、またはキングサーモンなどと称される。語源は、合衆国先住民の言葉にあり、「ロッキー山脈から吹きおりてくる風」を意味するといわれる。

訳注2. 北米産のニジマス的一种。

訳注3. またはアカオノスリ (red-tailed hawk: ワシタカ科、北米産) を指す。

訳注4. ワード部 (ward) とは、モルモン教ステーク部 (stake) を小区分した教区で、監督 (bishop) が統轄する。竹林滋編集代表『新英和大辞典 (第6版)』(研究社) 参照。

訳注5. アセイキヤ (acequia) とは、おもに合衆国南西部で用いられる、灌漑用の溝または水路 (irrigation ditch) を意味するスペイン語である。竹林・前掲書 (訳注4)。

訳注6. メイア・ドゥモウ (mayor domo) とは、おもに合衆国南西部で用いられる、牧場の使用人頭、(農場・牧場の) 管理

人、監督者、および灌漑水路監督を意味するスペイン語である。英語では administrator, overseer, butler, manager などと表現される」とがある。Steven M. Kaplan, *English-Spanish Spanish-English Legal Dictionary* 522 (2d ed., Wiley 1997); Henry Saint Dahl, *McGraw-Hill's Spanish and English Legal Dictionary* 181 (2004 McGraw-Hill). 竹林・前掲書 (訳注4)。

訳注7. 合衆国の公共信託理論については、畠山武道教授の名著『アメリカの環境保護法』七一一―四四頁 (北海道大学図書刊行会・一九九二年) を参照されたい。

### 付記

本論題に関するさらなる読み物については、ソーシャル・ジャスティス (Social Justice) のウェブページ (www.law.seattleu.edu/sjsj) の、シアトル・ジャーナル (Seattle Journal) を参照されたい。

### 訳者あとがき

本稿の原著は、アメリカ合衆国の国有地管理法、水法、お

料 よびインディアン法の著名な研究者であるチャールズ・F・

ウィルキンソン教授（コロラド大学ロースクール）の講演論

資 文' Charles F. Wilkinson, *Western Water: The Ethical and*

*Spiritual Questions*, 1 Seattle J. Soc. Just. 367 (2002) 367-368。

日本には、全国の河川生態系を総合的に管理する法律がなく、複数の関連法と複数の行政機関による統一性のない河川管理が続けられてきた。一九九七年、河川管理に対する一般市民の関心が急速に高まったことをうけて河川法が大幅に改正され、自然環境保全目的や住民参加手続が盛り込まれた。しかし、河川管理をめぐる問題は依然として山積している。

それらはたとえば、河川管理方針に関する河川管理者と住民の意見の対立、大量引水による川枯れ、不適切なダム設置に伴う住民の強制移転、先住民聖地の水没、ダム堆砂の進行、景観が激変するほどの川砂利採取、河川工事に伴う河川生態系の破壊など、枚挙に暇がない。また日本でも「環境倫理学」が提唱されて久しいが、環境倫理をどのように法制度に織り込むかは難しい問題であり、具体的な方法は暗中模索の段階にあるといつてよい。

一方、アメリカ合衆国でも、全国の河川生態系を総合的に管理する法は制定されておらず、建国以来一貫して水管理の

あり方をめぐる議論がなされてきた。とくに合衆国西部は、極度に乾燥しているため水をめぐる紛争が絶えず、これまでさまざまな観点から水法の制定・改正が試みられてきた。最近では、生態系に配慮しつつ適切に河川を保護・利用するには、既存の水利権制度を見直し、河川管理行政へのより広範な市民参加を実現するとともに、法制度のなかに水に対する倫理的・精神的思想を反映させるべきではないかとの主張が展開されている。

本稿の原著は、合衆国西部の水をテーマとするものではあるが、生態系保護の観点から既存の河川法制度を見直し、これに環境倫理の観点を盛り込む必要性や可能性を探ろうとするものであり、その議論には普遍性がある。また原著の随所にみられる、先住民や少数民族の伝統文化から自然資源の保護・管理・利用の叢智を学ぼうとする姿勢は、日本には欠けている点であり、極めて示唆的である。本稿がこれらの問題を考える一助になれば幸いである。

ウィルキンソン教授の略歴と研究業績は、チャールズ・F・ウィルキンソン (Charles F. Wilkinson) 著、鈴木光 (Suzuki Hikaru) 訳「現代アメリカの環境論(一)——「北西部インディアン漁業に関する判決」第九巡回裁判区の歴史における啓発

的事件』(2001)——」(Charles F. Wilkinson, *The Northwest Indian Fishing Decisions: Luminous Events in Ninth Circuit History*, 14 *Western Legal History* 19-27 (Winter/Spring 2001)) (北海学園大学法学研究第三九卷第一号(二〇〇三年六月))一一四頁を参照されたい。翻訳に際しては、ウィルキンソン教授はもとより、キャサリン・M・マッツ教授 (Professor Kathryn M. Mutz, Natural Resources Law Center, University of Colorado School of Law) および山武道教授 (北海道大学大学院法学研究科) から大変貴重なご指導をいただいた。衷心より感謝申し上げます。なお本稿の「」部分は、訳者が挿入したものである。本稿は、日本学術振興会平成十四年度海外特別研究員(コロラド大学ロースクール)としての研究成果の一部である。

---

Copyright by the Seattle Journal for Social Justice,  
Seattle University School of Law. Used by reprint permission.